

平成24年度 町民税・県民税申告のお願い

《3月15日(木)まで》

平成24年度町県民税申告書を提出していただく時期になりました。この申告は、みなさんの町県民税・国民健康保険税等を正しく算出する基礎となるだけでなく、所得証明・納税証明などの各種発行にも重要なものです。申告期限3月15日(木)までに必ず提出をお願いします。

なお、町県民税申告書は、申告が必要と思われる方に送付します。学生、家事・病気などにより、前年度中(平成23年中)に所得がなかった方についても、申告書を送付している場合があります。これは、下記のような場合の基礎資料となりますので、申告書の提出をお願いいたします。

◆所得がなかった場合でも申告書の提出が必要な方

- ①国民健康保険に加入されている方(保険税算定や軽減判定・高額療養費の判定に必要)
 - ②後期高齢者医療保険に加入されている方(保険料算定や軽減判定に必要)
 - ③介護保険に加入されている方(保険料算定に必要)
 - ④福祉医療制度〈母・障・老・乳幼〉の受給者(受給資格判定資料に必要)
 - ⑤国民年金に加入されている方(免除申請に必要)
 - ⑥児童手当などの受給の認定を受ける方(判定資料に必要)
 - ⑦公営住宅に入居されている方(家賃決定に必要)
 - ⑧保育園児の保護者(保育料の算定に必要)
 - ⑨他の人に扶養されている方(扶養認定等の所得証明発行のために必要)
 - ⑩所得証明・(非)課税証明の交付を必要とする方
- (注)その他にも申告が必要な場合があります。

◆下記に該当される方は、町県民税申告書の提出は必要ありません

- ・所得税の確定申告をされる方
 - ・前年中の給与収入が1か所のみで、年末調整が済み、勤務先から吉野町役場に給与支払報告書が提出されている方(注①)
 - ・前年中の収入が、公的年金のみで、日本年金機構等から吉野町役場に公的年金等支払報告書が提出されている方(注①)
- (注①) 各種の所得控除(医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・配偶者特別控除・扶養控除等)を受けようとする方や控除対象配偶者や扶養親族等に変更がある方は、町県民税の申告、または確定申告が必要です。

【備考】

- ※申告書は、吉野町役場に直接提出していただくか、あるいは郵送のどちらでも結構です。
- ※申告が必要な方で、万一申告書が届かない場合は、吉野町役場税務収納課までご連絡ください。

●平成24年度 町県民税申告書出張受付●

税務収納課では、下記日程において町県民税出張申告の受付を行います。町県民税の申告書の提出を予定されている方は、ご利用ください。

日程	出張場所	受付時間
2月18日(土)	六田老人憩の家	午前9時～正午
2月19日(日)	龍門総合会館 宮滝河川交流センター	午前9時～正午
	国栖中央公民館 柳児童館	午後1時～午後4時
3月4日(日)	吉野町役場 税務収納課 窓口	午前9時～午後4時



(注) 所得税確定申告については、内容により対応できない場合がありますのでご了承ください。

【上記に関するお問い合わせ】 税務収納課 住民税担当 NTT…TEL (32) 3081 IP直通…TEL (39) 9062

＜平成24年度 町民税・県民税の税制改正のお知らせ＞

平成22年度の税制改正により町・県民税の扶養控除が見直しされ、平成24年度から適用されます。

町・県民税の税額が昨年と大きく変わる場合があります。

(1) 年少扶養親族に対する扶養控除の廃止

平成24年度より16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されます。これは、子ども手当創設によるものです。

(2) 特定扶養親族に対する扶養控除上乘せ部分の対象者変更

従来は、16歳以上23歳未満の扶養親族に対して控除の上乗せがありましたが、高校授業料等の無償化に伴い、対象者が変更になりました。平成24年度の控除上乘せの対象者は、19歳以上23歳未満です。

(3) 同居特別障害者加算の特例の改組

扶養親族または控除対象配偶者が、同居の特別障害者である場合には、扶養控除額または配偶者控除額に23万円が加算されていました。しかし、年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、扶養控除額等への加算措置を廃止し、代わりに同居特別障害者に対する障害者控除額が53万円に引き上げられました。従って、実質的な控除額の変更はありません。

(4) 寄附金税制について

寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられます。

前年1月～12月の間に控除対象となる寄附をされた方は、申告することにより翌年度の町・県民税所得割額から控除されます。

《控除対象となる寄附金》

- ・都道府県、市区町村に対する寄附（ふるさと寄附金）
- ・住所地の共同募金会、日本赤十字社支部に対する寄附
- ・東日本大震災および台風12号の被災地方公共団体などに対する義援金および寄附

		平成23年度			平成24年度（改正）		
		扶養区分	住民税 扶養控除額	同居特別 障害加算	扶養区分	住民税 扶養控除額	同居特別 障害加算
扶 養 控 除	～15歳	年少扶養親族	33万円	+23万円	年少扶養親族	廃止	改組 特別同居障害者控除に 加算
	16歳～18歳	特定扶養親族	45万円		一般扶養親族	減額 33万円	
	19歳～22歳				特定扶養親族	45万円	
	23歳～69歳	一般扶養親族	33万円		一般扶養親族	33万円	
	70歳～	老人扶養親族	38万円 (同居老親45万円)		老人扶養親族	38万円 (同居老親45万円)	
配 偶 者 控 除	～69歳	一般配偶者	33万円		一般配偶者	33万円	
	70歳～	老人配偶者	38万円		老人配偶者	38万円	

特別障害者控除	特別障害者控除	30万円	特別障害者控除 (同居)	53万円(30万円+23万円)	
			特別障害者控除 (非同居)	30万円	
一般障害者控除	一般障害者控除	26万円	一般障害者控除	26万円	

公的個人認証

サービスの更新

インターネットでの確定申告(E-TAX)等で必要な公的個人認証サービスは3年ごとの更新が必要です。

期限が過ぎますと確定申告等の手続きが出来なくなります。

期限が迫っている方は、住民基本台帳カード、印鑑、本人確認書類を持参の上、役場の窓口で更新を行ってください。

※有効期限が過ぎていても更新は可能です。

※更新には500円が必要です。

◆お問い合わせ

吉野町役場 町民課

N T T : TEL (32) 3081

I P 直通 : TEL (39) 9061

税務署からののお知らせ

年金事前相談会を左記の通り開催します。

◆相談日

1月31日(火)・

2月2日(木)・3日(金)

◆相談時間 10時～16時

◆場 所 吉野町中央公民館

※事業所得、不動産所得、譲渡所得についての相談は行いません。
※12時から13時までには相談を行っています。

◆お問い合わせ

吉野税務署 TEL (32) 33385